

平成 26 年 2 月 12 日  
原子力規制庁

## 平成 25 年度第 3 四半期の保安検査の実施状況について

平成 25 年度第 3 四半期（10 月～12 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

### I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

#### 1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

##### （1）平成 25 年度第 3 回保安検査の結果

###### ①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定<sup>※1</sup>の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

###### ②検査実施期間及び検査実施者

別表 1-1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

###### ③検査内容

別表 1-1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各原子力規制事務所共通で実施することとしている「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」及び「長期停止に伴う特別な保全計画の策定と実施状況」について計画に従って確認した。

###### ④検査結果

検査の結果は、別表 1-1 に示すとおりである。このうち「監視」<sup>※2</sup>に該当する事象が、東京電力株式会社福島第二原子力発電所において 1 件（工事監理に係る火気作業及び危険物取扱い作業の管理不備）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センターにおいて 1 件（高速増殖炉研究開発センターにおける保守管理の不備（保全計画と実際の機器、点検内容との相違））、合計 2 件確認された。詳細な内容は、別表 1-2 のとおり。

※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

## (2) 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

### ①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第43条の3の24第5項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

### ②検査内容

今回の検査においては、別表1-3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

### ③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

## (3) 保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第3四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

## 2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

### (1) 平成25年度第2回保安検査の結果

#### ①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置<sup>※3</sup>の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※3 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

#### ②検査実施期間及び検査実施者

別表1-4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

#### ③検査内容

別表1-4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

#### ④検査結果

検査の結果は、別表1-4に示すとおりであり、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

## (2) 保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

### ①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第64条の3第7項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第40条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

### ②検査内容

#### ア) 4号機

平成25年11月13日から、福島第一原子力発電所事故時に瓦礫が落下した4号機使用済燃料プールより燃料集合体を取り出し、発電所構内の共用プールへ移送する作業に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。この際、本作業の重要性、特殊性に鑑み、特に監視を強化する必要があると判断し、新燃料及び使用済燃料のそれぞれに対する最初の取出し作業については、福島第一原子力規制事務所の原子力保安検査官に加え、本庁より統括原子力保安検査官他1名を派遣し検査を実施した。

また、その後は、福島第一原子力規制事務所の原子力保安検査官が中心となり、燃料取出し作業の実施状況を記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより確認している。(現在も検査は継続中)

#### イ) 6号機

平成25年10月15日から12月6日の期間、福島第一原子力発電所6号機原子炉からの燃料取出し作業に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

### ③検査結果

#### ア) 4号機

平成26年2月11日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体1533体中308体の移送が完了しており、これまでのところ、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められていない。

#### イ) 6号機

検査の結果、福島第一原子力発電所6号機原子炉からの燃料取出し作業において、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

## (3) 保安検査期間外の実実施計画違反について

平成25年度第3四半期では、保安検査期間外において、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

### 3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

#### (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所

##### ①確認内容

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、平成25年10月7日9時47分頃、所内共通電源設備(3B)停止に伴い、当該設備から電源を供給している1号機復水貯蔵タンク炉注水ポンプ(B)が停止した。

1号機復水貯蔵タンク炉注水ポンプ(B)が停止した後、自動起動した同ポンプ(A)により、原子炉の冷却に必要な注水量は確保されたものの、一時的に特定原子力施設に係る実施計画で要求される運転上の制限(原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること)を満足しない状態となったことから、事業者は10時25分に運転上の制限の逸脱と復帰を宣言した。

原子力規制庁は、特定原子力施設に係る実施計画に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、現場確認等を実施した。

##### ②確認結果

原子力規制庁は、事業者が特定原子力施設に係る実施計画により要求されている措置(待機中の原子炉注水ポンプを起動する)として、待機していた1号機復水貯蔵タンク炉注水ポンプ(A)が正常に動作し、運転上の制限の逸脱状態から復帰していることを確認した。

#### (2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所

##### ①確認内容

中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号機において、平成25年11月1日22時10分頃、非常用ディーゼル発電機(B)の動作を可能とするスイッチが停止位置になっており、動作できない状態であることを運転員が確認した。これに先立ち、同日9時24分から、非常用ディーゼル発電機(C)を点検のため動作できない状態としていたことから、5号機の非常用ディーゼル発電機3台中、保安規定で要求される非常用ディーゼル発電機の待機台数2台を満足せず、事業者は同日22時10分に運転上の制限の逸脱を宣言した。

その後、事業者は同日22時33分に非常用ディーゼル発電機(B)を動作可能な状態に復旧し、5号機は運転上の制限の逸脱状態から復帰した。

原子力規制庁は、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、現場確認等を実施した。

##### ②確認結果

原子力規制庁は、事業者が保安規定により要求されている措置(動作可能な状態への速やかな復旧)に関する作業(非常用ディーゼル発電機(B)のスイッチの復旧)を実施し、運転上の制限の逸脱状態から復帰していることを確認した。

#### (3) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所

##### ①確認内容

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、平成25年11月19日11時49分頃、待機中である非常用窒素ガス分離装置の起動試験において、供給ラインにある空気作動弁が開動作せず、特定原子力施設に係る実施計画で要求される運転上の制限(非常用窒素ガス分離装置が動作可能であること)を満足しない状態となったことから、事業者は11時54分に運転上の制限の逸脱を宣言した。

原子力規制庁は、特定原子力施設に係る実施計画に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、現場確認等を実施した。

## ②検査結果

原子力規制庁は、事業者が特定原子力施設に係る実施計画により要求されている措置（非常用窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する）を実施したことを確認し、平成25年11月20日11時5分に当該非常用窒素ガス分離装置が動作可能状態となったことから、運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

## II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

### 1. 平成25年度第3回保安検査の結果

#### (1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

#### (2) 検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官、安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付及び安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に所属する原子力保安検査官他が実施した。

#### (3) 検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

#### (4) 検査結果

検査結果は、別表2-1に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

### 2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第3四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反のうち、「監視」<sup>※1</sup>に該当する事象が、原子燃料工業株式会社熊取事業所において、1件（「ウラン物性分析用の白金製試料皿等の所在不明」）確認された。詳細な内容は、別表2-2のとおり。

※1 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

## 発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告

別表 1 - 1 : 平成 25 年度第 3 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1 / 17)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	11月25日(月) ~ 12月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は、保安検査 基本方針<sup>*1)</sup>に基づく検査項目。)</p> <p>①不適合管理の実施状況</p> <p>②東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>③長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況</p> <p>④設計・調達管理の実施状況</p> <p>⑤教育・訓練の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥現場工事・試験の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦原子力防災資機材等の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目<sup>*2)</sup></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」等を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、保安規定及び社内規程に基づき、再発防止の観点から管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置を実施するとともに、各課からの進捗状況や完了予定の確認を行い、当該処理を促進する活動が行われていることを確認した。</p> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、敷地海岸部への防潮堤の設置工事、代替格納容器スプレイポンプの設置工事、非常用ディーゼル発電機(D/G)燃料油貯油槽増設工事等が計画どおり進捗しており、配備された資機材については、要領に基づく維持・管理が計画どおり適切に実施されていることを確認した。</p> <p>当該工事のうち、「敷地海岸部への防潮堤の設置工事」については、施工状態を抜き取りで確認したところ、鋼管杭の根入れ長、外周モルタル・中詰コンクリートの受入試験等が基準等に照らし良好であり、また、コーピングコンクリート(地表防潮壁部分)の鉄筋本数・間隔等が基準に照らし良好であること等を確認した。</p> <p>「長期停止に伴う特別な保全計画に基づく保全活動の実施状況」については、平成24年12月から平成25年7月末までに実施された泊1号機第17サイクル、泊2号機第16サイクル及び泊3号機第2サイクルに係る保管対策(湿式又は乾式保管、定期的な起動及び運転切替等)及び追加保全(分解点検、内部目視点検等)を、特別な保全計画に基づき適切に実施していることを、「方針書(特別な保全計画に係る実績等の確認結果)」にて確認した。また、泊3号機においては、特別な保全計画に基づく2回目の追加保全を平成25年8月から開始しており、現在まで計画どおり実施中であることを、「特別な保全計画に係る実績表」にて確認した。</p> <p>「設計・調達管理の実施状況」については、既設設備の機能が保持されているか等の観点から、「設計方針書」の設計要求事項を確認したところ、今回泊3号機において、「代替格納容器スプレイポンプ設置工事」、「格納容器スプレイ配管-余熱除去系統タイライン設置工事」として追加設置された設備が既設設備の機能に影響を及ぼさないこと等を確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会を行った結果、問題となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

\*1) 各規制事務所における前年度の評価結果及び当該年度の各規制事務所共通の留意事項を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

\*2) 保安規定違反の取扱いに定める違反の区分で「違反」以上の判定を行った場合等に実施する検査。

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	11月25日(月) ~ 12月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①品質マネジメントシステムの維持・改善の実施状況</p> <p>②燃料体検査の実施状況</p> <p>③過去の保安規定違反(監視)に係る改善措置状況</p> <p>④巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑤放射線被ばく管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「品質マネジメントシステムの維持・改善の実施状況」、「燃料体検査の実施状況」及び「過去の保安規定違反(監視)に係る改善措置状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「品質マネジメントシステム(以下“QMS”という)の維持・改善の実施状況」については、上期における品質目標達成度の評価及びデータ分析・評価を実施し課題を整理し、上期マネジメントレビューのインプットが発電所長レビューを経て本店原子力部に提出されていること、上期マネジメントレビューにおいて課題に対応すべき事項が社長よりアウトプットとして発出されていることから、QMS活動の継続的改善が図られていることを確認した。</p> <p>「燃料体検査の実施状況」については、本店原子力部長から点検実施の指示文書が発出され、要領書等に基づき業務計画書及び工事仕様書を作成し、業務の実施体制、業務に対する目標及び要求事項等が定められており、適切な体制、手順により燃料体の検査が計画されていることを記録で確認した。また、原子炉内の燃料を使用済燃料プールへ搬出する作業において、「燃料移動中における燃料体不掴み事象」及び「燃料交換機機上操作卓の不具合」の2件の不適合が発生したことに対する処置については、不適合に係る手順書等に基づき適切に処置されていることを確認した。</p> <p>「過去の保安規定違反(監視)に係る改善措置状況」については、現段階までの改善処置が適切に実施されていること、不適合に対する原因究明及び再発防止策についても直接原因分析及び根本原因分析が現段階において適切に進められていることを確認した。</p> <p>また、その他の検査項目についても、保安規定に基づき適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> <p>また、技術的深みのある検査の観点から、「燃料体検査の実施状況」に係る検査においては、原子炉内の燃料を使用済燃料プールへ搬出する作業中に発生した不適合「燃料移動中における燃料体不掴み事象」に対する処置について、過去に事例がないことから製造メーカーと協力して検討されているため、技術的な内容に対して踏み込んだ検討が実施されているかに注視し細部に及び確認した。</p> <p>さらに、「放射線被ばく管理の実施状況」に係る検査においては、福島第一原子力発電所事故の教訓等を鑑み、放射線管理設備において故障や電源喪失等により機能が喪失した場合の代替措置として、どのような考慮がなされているかの観点を踏まえて確認した。</p>

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	12月2日(月) ~ 12月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①緊急安全対策等の実施確認  ②不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況  ③保守管理の実施状況  ④マネジメントレビューの実施状況  ⑤低レベル放射性廃棄物運搬の実施状況(抜き打ち検査)  ⑥地震・火災等発生時の対応の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施確認」、「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」「保守管理の実施状況」および「マネジメントレビューの実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「緊急安全対策等の実施確認」については、既に設置・配備されている資機材について、「点検実績表」等で管理し、決められた周期で点検を実施していることを確認した。</p> <p>また、新規規制基準への適合対策工事として、既に大容量電源装置の設置や複数台の電源車の配備は実施しているが、今後、ガスタービン発電機の設置を検討していることや現在ある緊急時対策所の機能の信頼性向上を図るため、新たに免震重要棟を設置すること等の安全対策の多重化、多様化を図っていくこととしていることを確認した。</p> <p>さらに、事業者が、独自に取り組んでいる「平成24年度電源機能等喪失時における原子炉施設の保安活動の定期的な評価から得られた有効な追加措置に対するアクションプラン」について、計画に基づき実施していることを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」については、不適合事象が発生した場合、「不適合管理運用要領書」等に基づき、「不適合事象検討会」の検討結果も踏まえ、確実に不適合管理が実施されていることを確認した。また、是正処置および予防処置についても、「不適合事象検討会」に報告され、不適合の再発防止、未然防止に努めていることを確認した。</p> <p>前回の保安検査において、「法令上の手続き要否確認票」が工事完了間際に保安運営委員会に報告された不適合事象に対して、根本原因分析を行うよう要請した件については、要因分析を行い、根本原因から再発防止対策を立案していることを「事象関連図」および「要因分析図」にて確認するとともに、これらの対策として、QMS文書に従って業務を行っていることを再確認することを確認した。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所の雑固体放射性廃棄物が入ったドラム缶に腐食が確認された不適事象については、腐食が確認されたドラム缶の補修等の手順を立案し、ドラム缶の開放、詰め直しに関する手順を定めることや、有意な変形があった場合の補修手順について「JNES-SS-0801 均質・均一固化体および充填固化体の廃棄のための確認方法について」における「セメント固化体の容器の補修方法」を加味しながら補修手順の検討が進められていることを確認した。</p> <p>保守管理の実施状況については、特別な保全計画に基づく1号機の安全維持点検の完了に伴い、「保全の有効性評価実施要領書」に基づき、保全の有効性評価を評価し、その結果の妥当性を審議するための「保全の有効性」評価検討会において審議、了承されたことを議事録、保全の有効性評価の記録等により確認した。また、2・3号機の安全維持点検についても、「東北地方太平洋沖地震に伴う設備健全性確認実施計画書」に基づき、系統および対象機器を選定し、「点検計画表」や「工事仕様書」「工事要領書」に反映していること、および点検は「工事要領書」に基づき実施され、点検終了後は、「工事報告書」</p>

により対象機器点検が実施されていることを確認し、「点検計画表」に実績を反映していることを確認した。

1号機の高経年化技術評価については、「女川原子力発電所高経年化対策業務要領」に基づき、「冷温停止」または「燃料交換」状態を前提とした高経年化技術評価を実施するとともに、長期保守管理方針を策定していることを、「女川原子力発電所第1号機高経年化技術評価実施計画書」および原子炉施設保安運営委員会議事録等で確認した。

「マネジメントレビューの実施状況」については、品質マネジメントシステムの有効性を品質保証会議における発電所長レビューにて審議・評価し、マネジメントレビューへのインプット情報としていることを確認した。また、本店原子力安全推進会議で発電所長レビューのアウトプットがマネジメントレビューのインプット情報として社長に報告されていることを確認した。

上記以外の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験（2号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機手動起動試験）等への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね良好なものであったと判断する。

(4/17)

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	11月25日(月)～12月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①発電所長レビューの実施状況 ②安全文化醸成活動の実施状況 ③放射性廃棄物管理の実施状況 ④不適合管理の実施状況(抜き打ち検査) ⑤保守管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「発電所長レビューの実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」、「不適合管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「発電所長レビューの実施状況」については、平成25年度上期の品質マネジメントシステムに係る活動に対するレビューのインプット・アウトプットにおいて、発電所の課題が明確にされ、その課題の改善指示等が出され、適切にレビューが実施されていること、「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成25年度の活動計画が、平成24年度の評価結果とともに社長に報告され、計画に基づいて活動が行われていること、「放射性廃棄物管理の実施状況」については、平成24年度減容処理計画に対する評価・検証が実施され、その内容を平成25年度の計画に適切に反映させていること、及び抜き打ち検査として実施した「保守管理の実施状況」については、工事監理に着目し、工事監理員が作業状況の確認、火気作業時の立会い等を行い、また、火気専任監視員が適切に火気作業を監視していることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、火気作業及び危険物取扱い作業に係る「工事共通仕様書[原子力]」の改訂内容が、下位の社内規定及びガイドに反映されていなかったことから、保安規定第3条に対する保安規定違反「監視」と判定し、今後引き続き保安検査等で原因及び対策を確認することとした。</p> <p>その他の検査項目は保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>なお、今回の保安検査では、安全文化醸成活動について前年度の活動を評価した結果を適切に次年度の計画に反映し、組織の活動をさらに強化する内容になっているかを確認するとともに、「行動観察」や「班長教育」の実施状況について立会して確認した他、放射性固体廃棄物貯蔵庫に係る減容処理計画における搬出判断基準の根拠や放水口放射線モニタに係る不適合処理時の技術的妥当性を確認した結果、問題は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、「保守管理の実施状況」の保安規定違反「監視」を除き、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	11月25日(月) ~ 12月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>② 内部監査の実施状況</p> <p>③ <u>保守管理の実施状況</u></p> <p>④ 不適合管理の実施状況(抜き打ち検査を含む)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>2、3、4号機 計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>「マネジメントレビューの実施状況」に係る検査では、前年度のマネジメントレビュー実績と今年度の活動状況について検査を行った。</p> <p>検査の結果、平成24年度「社長の行うマネジメントレビュー」、「管理責任者の行うレビュー」が保安規定及び関連マニュアルに従い実施され、マネジメントレビューへのインプット項目、マネジメントレビューからのアウトプット等について審議が行われ、レビュー結果が適切に通知されていることを議事録等で確認した。平成24年度社長のマネジメントレビューのアウトプットは改善責任者・実施責任者及び期限を明記した「フォローアップ事項一覧表」として管理され、平成25年11月28日に実施された平成25年度上期の「管理責任者(原子力立地・本部長)の行うレビュー」のインプットとして報告されていることを確認した。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所に対する平成24年度社長のマネジメントレビューのアウトプットはなかったが、他発電所に対するアウトプットを踏まえて、発電所として各部毎に業務の振り返りを行い、発電所長が各担当が作成したアクションプランの実施結果をもとに活動の実施状況を、レビューしていることを議事録で確認した。</p> <p>「内部監査の実施状況」に係る検査では、柏崎刈羽原子力発電所に対する今年度の内部監査の活動状況に関して検査を行った。</p> <p>検査の結果、「原子力品質監査基本マニュアル」等に従い、前年度に改訂された品質方針及び柏崎刈羽原子力発電所に対する内部監査結果を踏まえ、「平成25年度品質監査計画策定方針」、「平成25年度品質監査計画(柏崎刈羽品質・安全監査部)」等の今年度の計画を策定することにより内部監査の目的を明確にし、今年度は全66グループの中から22グループを被監査部門に選定し、「監査スケジュール(計画)」に従い内部監査を実施していることを確認した。今年度上期には6グループに対する内部品質監査に着手し、3グループについては報告書作成を完了し、監査での指摘・要望事項を「改善処置管理票」にまとめ被監査グループへ通知し、応急処置、是正処置計画とその実施状況を管理していることを確認した。</p> <p>また、前年度の「潜在的风险抽出」や「業務プロセスの点検」等の内部監査結果の分析評価を行い、「社長が行うマネジメントレビュー」、「管理責任者の行うレビュー」及び「発電所所長等の行うレビュー」のインプットとして、業務改善に有効に利用されていることを前年度のマネジメントレビューの議事録等で確認した。</p> <p>また、内部監査員の監査技術レベル向上を図るため、ISO 監査員資格等の研修参加、他社の内部監査手法の活用等を実施していることを「教育訓練の記録」等で確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に係る検査では、プラント停止が長期化している現状を踏まえて保守管理の実施状況を確認した。</p> <p>検査の結果、保安規定において社長が定め、かつ、組織内にコミットメントすることが要求されている「保守管理の実施方針」について、その内容が当該方針を達成するための手順としての業務のプロセスのみの記載となっており、</p>

実用炉規則第81条1項1号に規定される設置（変更）許可時の施設の性能を維持するための保守管理に関する方針（何を目的として業務を行うかといった内容）が不明確であること等を確認したことから、統括原子力保安検査官（柏崎刈羽担当）から文書で指導を行うこととした。

保全計画を策定の策定状況の検査では、保全方式策定に係る社内マニュアルの方針に従い、重要度分類指針にて信頼性確保及び維持が要求されている機器に加え供給信頼性や人身安全にかかわる設備を保全対象として保全計画を策定していることを確認した。

また、保全計画策定にあたって、不適合に関する情報、定検から得られた情報、保全の有効性評価の結果などをもとに「保全方式」、「点検方法」、「実施時期」などを決めていることを具体的検討例により確認した。特別な保全計画で現在長期停止している6号機の海水系ポンプについて、通常定検周期より長くするに当たって、他号機での同系統同型式のポンプの運転実績を技術的に評価していることを確認した。

特別な保全計画の具体的な確認の中で、保全対象範囲の策定、保全重要度の設定、保全計画はマニュアル等に従い適切に策定されていたが、保安規程変更届出書（平成25年6月13日）の「特別な保全計画 長期保管計画」に、停止中も通常通り時間基準保全を適用しているため記載する必要が無い原子炉建屋送風機等を記載する誤りが確認されたため、再確認を実施し適切に変更するよう指摘した。

「不適合管理の実施状況」に係る検査では、「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」及び「不適合管理及び是正処置・予防処置ガイド」により、責任と権限が定められ、これらのマニュアル及びガイドにより、識別管理され、責任権限者が不在の場合にも、「柏崎刈羽原子力発電所職制および職務権限規程」により、代行者による不適合管理体制が確立されていることを確認した。

検出された不適合の除去処置、特別採用によるリリース処置、事後に不適合が検出された場合に、その不適合による影響又は起こり得る影響に対する適切な処置する仕組みが確立運用されていることを、各仕組みについて過去に発生した事象の不適合報告書により確認した。不適合事象の多発傾向の抽出・分析・評価については「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づく、不適合管理に関する監視及び測定とデータ分析を行い、定期的に不適合発生状況について確認し、「不適合有効性レビューガイド」による不適合分類抽出を行い、類似事象の増加傾向を抽出し、発生源別・事象別等の傾向分析を行い、不適合低減のための目標を立て、アクションプランを作る等、同抽出・分析・評価の結果を有効活用する仕組みが確立していることも確認した。

是正処置が必要な不適合事象の具体例として「6号機タービン建屋の蛍光灯の安定器からの発火事象」についての処理状況を確認した。日本照明器具工業会、照明器具製造会社等から照明器具の耐用年数、安定器の寿命末期現象に関する技術情報等を収集するとともに、発火した証明器具を総分解の上、発火原因を安定器の絶縁劣化短絡と確認し、技術的検討を行い、省エネ効果が期待できるインバーター式に変更し、設置条件の悪い蛍光灯から早急に交換し、それ以外の蛍光灯については順次交換して行く処置をとることを決定している。これらについて、収集した技術情報、発火した蛍光灯の調査報記録、撮影写真等により技術的に調査検討の上、不適合処理をしていることを確認した。

「抜き打ち検査」に係る検査として、技術部門の朝会及び不適合管理委員会に抜き打ちで立ち会った。立会を行った不適合管理委員会は、「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」及び「不適合管理委員会運営ガイド」に従い運営されており、当日の対象である不適合事象案件3件を審議しグレードGⅢに区分した。当該不適合事象3件は、同委員会に先立ちユニット所長を座長とした技術部門グループマネージャが参画する朝会において、スクリーニング会議として事象概要説明と質疑を行い仮グレード付与が行われているため、短時間の審議であった。引き続き審議したグレードGⅡ区分の不適合であ

る「点検中の天井クレーンを使用した事象」では、委員長のもと是正処置の計画の適否について十分な時間を費やして審議していたことを確認した。

追加検査項目として選定した「2、3、4号機計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策の実施状況」に係る検査では、平成24年9月28日に原子炉設置者から最終報告された「柏崎刈羽原子力発電所における保守管理不備に係る保安規定違反に関する直接原因、組織体制に起因する根本原因及び再発防止対策について」における未確認の組織要因対策の実施状況及び再発防止対策の有効性評価の実施状況を確認した。また、原子炉設置者は平成25年6月18日に2、3、4号機の保全計画書の変更届出を行っており、再発防止対策として改訂・制定したマニュアル・ガイド類の特別な保全計画及び点検計画表への適用状況等を確認した。現在までの実施状況は良好であるが、原子炉設置者は再発防止対策の有効性評価を平成26年4月30日までに行うことにしており、その時点で最終的な確認を行うこととする。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、平成25年度第3回保安検査を実施した結果を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動の実施状況は概ね良好と評価する。

(6/17)

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	11月26日(火) ~ 12月9日(月)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>②火災防止対策の実施状況</p> <p>③非常時の措置の実施状況</p> <p>④放射性固体廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑤マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況(本店検査含む)</p> <p>⑥コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況(本店検査)</p> <p>⑦巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、ヒューマンエラーに起因する不適合の管理が「不適合管理要項」に基づき実施されており、ヒューマンエラーに起因する不適合を低減させるための取り組みについても、ヒューマンファクター推進委員会による直接原因分析の結果に係る審議や是正処置の進捗管理、直接原因分析対象事象の共通要因の抽出と対策の立案・実施が行われているほか、ヒューマンエラーに起因する不適合を題材とした「ヒューマンエラー事例レポート」を作成し、活用していることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となるような事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>また、技術的深みのある検査の観点から、「放射性固体廃棄物管理の実施状況」について、固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵が床面耐荷重と電力中央研究所による固体廃棄物貯蔵ドラム缶の地震時転倒耐力の検討を参考に、積み数や固縛の要否が管理されていることを確認した。さらに、メリハリのある検査の観点から、「巡視点検の実施状況」について、使用済燃料乾式貯蔵建屋や水処理設備、開閉所や非常用変電所の電気工作物等に係る巡視点検に同行し、「巡視点検手順書」に基づき、巡視点検が実施されていることを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

(7/17)

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	11月27日(水)～12月11日(水)、12月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①緊急安全対策等の実施状況 ②放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況 ③保守管理の実施状況 ④定期安全レビューの実施状況 ⑤定例試験の実施状況(立会)(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「緊急安全対策等の実施状況」については、前回保安検査(平成25年度第2回)以降の実施状況を確認したところ、計画に基づき設計及び工事が着実に実施されていること、新規規制基準を踏まえた対策についても社内会議における審議などで検討が進められていることなどを確認した。</p> <p>また、今回の検査においては、現在実施されている主な工事の中から、設備の重要性を考慮したうえで、比較的工事が進捗している設備を選定し、工事記録等の確認を行うもの、防波壁嵩上げ工事のように現場に立入り確認を行うものなどを選定した。(メリハリのある検査)</p> <p>「保守管理の実施状況」については、3～5号機で長期停止となっている原子炉の状態に応じて取られている「特別な保全計画」等について検査を行い、プラント停止時定期検査対象設備は「特別な保全計画」に移行し、それ以外の通常時定期点検設備については従前通りの「点検計画」に定める点検頻度・内容で点検を実施していることなどを記録に基づき確認した。また、現在進められている緊急安全対策等によって導入される機器類のうち、「原子炉機器冷却海水ポンプ予備電動機」、大容量ポンプの「ハイドロサブ」などが「点検計画」に反映されたことなどを確認した。</p> <p>また、平成25年11月1日に発生した5号機非常用ディーゼル発電機(B)に起因するLCO逸脱の事象に対する現場における対策として、アイソレーション中の5号機非常用ディーゼル発電機(C)において現場に掲示するアイソレーションタグが現場制御盤のロックアウトリレーの操作スイッチにも追加されていることを確認した。(保安検査日程に係る柔軟な検査)</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	12月2日(月) ~ 12月13日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>① <u>新基準を踏まえた対応の実施状況 (緊急安全対策等の実施状況)</u></p> <p>② 設計管理の実施状況</p> <p>③ 保安管理体制の維持状況</p> <p>④ 保安教育の実施状況</p> <p>⑤ 発電課員による原子炉施設の巡視状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「新基準を踏まえた対応の実施状況 (緊急安全対策等の実施状況)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、緊急安全対策等として配備した機器・資機材の点検が、緊急時対応マニュアル等に従い確実にに行われていること、及び所員及び協力会社員に対し全交流電源喪失を想定したシミュレータ訓練やがれき撤去等に係る教育・訓練等が適切に実施されていることを確認した。また、中長期対策として工事が進められていた原子炉建屋水素検知器の設置工事及び外部電源強化対策受電設備設置工事が完了したこと、並びに緊急時対策棟の空調多重化工事が完了し、平成25年9月から運用開始されことを確認した。</p> <p>なお、配備した機器・資機材の保管状況については、マニュアル等に従い、保管場所のエレベーション、緊急時の作業性等を考慮し、防災資機材専用倉庫、緊急時対策棟及び排気筒周辺等に保管されていることを記録及び現場で確認した。</p> <p>一方、抜き打ち検査として、全交流電源喪失時に現場操作の必要な弁に対する表示の設置及び治具等の設置状況について現場確認を実施した結果、マニュアル等に従い、各弁に反射材付矢印表示板等を設置していること、及び操作用治具 (ラチェットハンドル等) を近傍の工具箱に封印テープを貼り収納していることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	12月2日(月) ~ 12月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況(本店検査)</u></p> <p>② <u>コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況(本店検査)</u></p> <p>③ 予防処置の実施状況</p> <p>④ 放射性固体廃棄物の貯蔵状況</p> <p>⑤ 定期試験の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況」及び「コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況」については、保安規定で要求するインプット7項目について分析結果や改善案の妥当性等の情報に基づきレビューが適切に実施され、その結果、業務の計画及び実施に必要な改善として「早期の再起動に向けて敦賀破砕帯追加調査対応、新安全基準対応などの課題対応を着実に進めていく」ことがアウトプットとして出されていることを確認した。</p> <p>「コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況」については、コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会において、平成24年度の活動実施の評価が、平成25年度の計画に反映されていることをコンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会の議事録及び委員会資料により確認した。</p> <p>また「予防処置の実施状況」については、「玄海発電所3号機C充てんポンプ主軸の折損について」等の事象について、事故・故障・トラブル検討会において、必要な予防処置方針が技術的に審議されていることを、議事録、情報検討処理票等により確認した。その具体的な予防処置として、敦賀2号機の同種ポンプ(充てんポンプ及び充てん/高圧注入ポンプ)の主軸を対策したものに取替、化学体積制御系統のベントラインの設置等の工事を実施することについては工事等に係る技術検討会において、工事内容の技術的妥当性が審議されていることを議事録等により確認し、その内容が技術的に妥当であることを確認した。また同ベントラインが適切に設置されていることを現場確認し、予防処置が適切に行われていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	11月25日(月) ~ 12月6日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>① <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況</u></p> <p>② <u>安全文化醸成活動の実施状況</u></p> <p>③ <u>品質保証活動の実施状況</u></p> <p>④ <u>プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</u></p> <p>⑤ <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u></p> <p>⑥ <u>燃料管理の実施状況</u></p> <p>⑦ <u>放射線管理に係る被ばく管理の実施状況 (抜き打ち検査)</u></p> <p>⑧ <u>定例試験等の実施状況 (抜き打ち検査)</u></p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>なお、今回の保安検査においては、燃料管理の実施状況について、漏洩燃料検査に関する業務所則の妥当性を確認する等の工夫を行った。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等が、第2回保安検査の確認時以降も着実に進捗していることを確認した。また、施設への浸水対策工事である発電所敷地の外海側に面する部分の防潮堤設置工事、海水ポンプ等の取水設備に対する防護壁設置工事、全周防潮堤設置工事のうち取水口側防潮堤設置工事、免震事務棟の設置工事も計画に沿って進捗していることを確認するとともに、新規制基準への対応準備状況についても確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動」については、平成25年度安全文化醸成のための活動計画を確認するとともに、上期の活動が計画に沿って適切に行われていることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、プラントが長期停止していることから、第2回保安検査の確認時以降、追加点検が特別な保全計画に基づいて継続的に実施されていることを確認するとともに、長期停止の保管対策機器が適切に管理されていること等を確認した。また、湿式保管から乾式保管に保管方法を変更する場合には、当該機器への影響及び変更の有効性に関する検討を行い、所長が承認した上で、保管方法を変更していることを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、第2回保安検査の確認時以降、是正処置が終了した「美浜発電所3号機コンデミ廻り電気・計装品除却および移設における、隔離未実施機器の誤撤去」など第2回保安検査の確認時以降に発生した不適合等について、不適合の原因に応じた適切な是正処置が実施されていることを確認した。また、他プラントで発生した不適合についても、水平展開の要否判断が妥当であることを確認した。</p> <p>「燃料管理の実施状況」については、炉心管理及び燃料集合体の取扱い管理が適切に実施されていることを確認した。また、 SHIPPING 検査等の漏洩燃料検査に係る業務所則について、燃料被覆管のピンホールの大きさを推定するために用いられる <math>^{131}\text{I}</math> / <math>^{133}\text{I}</math> の判定値等が妥当であることを確認した。</p>

	<p>その他の各検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、特段、問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>
--	--

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	11月25日(月) ~ 12月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①不適合管理の実施状況</p> <p>②東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況</p> <p>③保守管理の実施状況</p> <p>④放射性廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑤放射線管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、3号機第16回施設定期検査に伴う原子炉出力降下中に発生した、運転上の制限逸脱事象に対する不適合をはじめ、業務等に対する要求事項に適合しない状況が検出された際、不適合事象として適切に処置され、必要な改善がされていることを確認した。特に、3号機の原子炉出力降下中に発生した運転上の制限逸脱事象(1/4炉心出力偏差)に対する不適合処置について、原因の推定及びこれに基づく是正措置が技術的に妥当であることを確認した。</p> <p>また、3号機第16回施設定期検査中に発生した主タービンランド部からの蒸気漏れ事象に対する根本原因分析が実施されていることを踏まえ、「事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン」に基づき当該根本原因分析が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」については、原子力規制委員会に対して、新規規制基準に対応した原子炉設置変更許可申請が行われていることから、新規規制基準に対する事業者の取り組みが計画通りに実施されていることを確認した。また、緊急安全対策等のうち、事業者が既に実施済みである短期対策については、設備が適切に管理(設備の維持と設備を用いた教育・訓練等)されていることを確認し、一方、実施中である中長期対策については、管理状況並びに進捗状況を確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、3号機及び4号機が施設定期検査に入ったことを踏まえ、当該施設定期検査中に行われる安全上重要な機器の点検(蒸気発生器の点検等)を対象に、保守管理のプロセスに従い、作業管理等の保全活動が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づいて各保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視(中央制御室、)、定例試験(3号機中央制御室非常用循環ファン起動試験)への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	11月25日(月) ~ 12月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①原子炉施設の定期的な評価の実施状況</p> <p>②不適合管理の実施状況</p> <p>③調達管理の実施状況</p> <p>④被ばく管理等の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑤非常時の措置の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「原子炉施設の定期的な評価の実施状況」、「不適合管理の実施状況」等の5項を検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「原子炉施設の定期的な評価の実施状況」については、平成15年4月1日から平成24年3月末までの期間における保安活動、各種の対策・検討の状況を踏まえ、改善点を明確にする最新の技術的知見の反映が適切に実施されていること等を確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」については、平成24年度第3回保安検査以降発生した不適合に対する原因分析、是正措置、予防措置の実施状況並びにその有効性レビューが適切に実施されていること、他発電所の不適合に関する水平展開等については、ニューシアに登録された案件のうち、高浜発電所において水平展開が必要と判断した事象が「予防処置の実施状況管理表」へ登録管理され、予防処置を実施した事象については、具体的実施内容について設備の構造等の技術的検討内容も含めて処置が適切であるか確認した。</p> <p>また、前回保安検査で確認された、3号機原子炉補機冷却水(以下「CCW」という。)サージタンクへのトリチウムを含む1次系純水補給後の対応については、廃液蒸発装置による処理を継続実施することにより、CCW系純水のトリチウム濃度が検出限界以下になっていることを記録により確認した他、再発防止対策として、運転操作所側の改訂及び事象の要因となった弁に対する物理的措置を実施していることを確認した。</p> <p>調達管理の実施状況については、委託業務である「放射線測定管理業務委託」及び請負工事である「免震事務棟の設置(建築工事)」を抽出し、調達プロセスが、「原子力部門における調達管理要綱」等に基づいて適切に管理されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(3号機B、及び1号機A非常用ディーゼル発電機起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	12月2日(月) ~ 12月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③運転管理の実施状況</p> <p>④放射線管理の実施状況</p> <p>⑤緊急時の措置に係る実施状況</p> <p>⑥原子炉主任技術者の職務等に係る実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「運転管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関して、国に報告された対策がすべて処置済みであり、全交流電源等の喪失時における対応訓練(以下、「対応訓練」という。)及び電源機能等喪失時対応資機材(以下、「対応資機材」という。)の点検が計画に基づき着実に実施されていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に関しては、新規規制基準対応のための工事の調達管理が社内規定に基づき適切に実施されており、当該工事の施工管理についても、社内規定に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「運転管理の実施状況」に関しては、定期検査中の定期試験、定期補機切替及び定期点検の実実施計画が社内規定に基づき計画的に作成されるとともに、その実施計画に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の基本検査項目についても、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定期試験(2号機HPCS-非常用ディーゼル発電機手動起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>また、保安活動が計画および手順書どおり実施されていることを確認することに加えて技術的な観点からも検査を実施した。具体的には、「放射線測定機器管理手順書」及び「定期事業者検査要領書」において、放射線測定機器の点検・校正の方法及び判定基準が適切に規定されていることを、根拠とした日本工業規格またはメーカー機器仕様書などにより確認するとともに、手順書などに基づき点検・校正した結果が妥当であるか適切に判定していることを、点検記録及び工事報告書により確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであると判断する。</p>

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	12月2日(月)～12月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況</p> <p>②東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>③保守管理の実施状況</p> <p>④放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑤内部監査の実施状況</p> <p>⑥調達管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦放射線管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「内部監査の実施状況」等を基本検査項目として選定し、伊方原子力発電所にて検査を実施した。</p> <p>基本検査のうち、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」に係る検査は、平成25年度第2回保安検査において、一部の品質記録の保存期間の規定が保安規定と二次文書である「保守内規」とで一致していない事象が検出されたことを受け実施した。検査の結果、二次文書における品質記録の保存期間の記述のうち、保安規定が直接保存期間を規定している事項は、他の品質記録と区別した表にまとめる形に改正されたことを確認した。なお、保安検査に先立ち、検出された不一致箇所について、「保守内規」の訂正が適切な改正手順により実施されたことを安全運営委員会(10月2日開催)への出席により確認したほか、他の二次文書についても、保安規定で定められた品質記録の保存期間が整合しているかどうかの確認が事業者により実施され、その結果当該箇所以外は整合していたことをエビデンス(照合表)により11月6日に確認した。</p> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者の策定した対策が計画に基づき着実に実施されていることを確認し、このうち1～2号機静的触媒式水素再結合装置(PAR)設置工事および1～2号機使用済み燃料ピット(SFP)広域水位計温度計設置工事について、調達管理内規に基づき設計・開発の妥当性確認が実施され、それが安全運営委員会において審議決定されたものであることを確認した。緊急安全対策に係る訓練が実施されその有効性が評価されていることを確認した。また、担当者5名に対して個別にヒアリングを行い、水源確保、電源確保等の緊急時対応手順が修得されていることを確認した。配備された緊急時対応用資機材の点検・管理については、緊急時対応用資機材管理マニュアル等に従い適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に係る検査では、長期停止中の1～3号機に係る特別な保全計画の制定・改正が適切に実施され、それに基づく点検等が適切に実施されていること、および保守管理に係る不適合が放置されることなくレビュー会議において進捗がフォローされ、是正処置等が実施されていることを確認した。また、伊方発電所2次系配管肉厚検査計画(三次文書)の改正において、その改正の参考とした発電用原子力設備規格加圧水型原子炉発電所配管減肉管理に関する技術規格を確認し、規格に基づき適切に改正されていることを確認した。</p> <p>「放射性廃棄物管理の実施状況」に係る検査では、放射性固体廃棄物の貯蔵、保管管理、処理、管理区域外への運搬、廃棄が、放射線管理総括内規等に基づ</p>

き適切に実施されていることを確認した。放射性気体廃棄物管理については、定期的な測定や放出前の試料分析結果を基に放出量を管理していることを確認した。放射性気体廃棄物の放出操作についても、放射線管理総括内規、運転操作内規等に基づき適切に実施されていることを確認した。平成25年8月7日に発生したお知らせ事象(圧縮減容固化設備高圧圧縮減容装置の油圧系統継手部からの油漏れについて)については、防護柵設置、監視カメラ恒設、処理工程変更、作業要領書改正等の是正処置が再発防止対策として妥当であり、完了していることを、工事記録、要領書等により確認した。

「内部監査の実施状況」に係る検査では、「内部品質監査要領」に従い、平成25年度上期の監査およびマネジメントレビューが適切に実施されていることを、「平成25年度上期原子力品質監査の実施報告および平成25年度原子力監査組織の業務の実施状況(中間報告)に関するレビュー結果について(マネジメントレビューインプット)」の通知書等で確認した。

その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査実施期間中における日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験等への立会を行った結果、特に問題はなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	11月29日(金)～12月13日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目</b> (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>発電用原子炉の新基準等を踏まえた対策の実施状況</u> (本店検査を含む)</p> <p>② 不適合管理の実施状況</p> <p>③ 内部監査の実施状況 (本店検査を含む)</p> <p>④ 安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>⑤ 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑥ 原子力施設における点検・補修等の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>⑦ 放射線管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b> なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「発電用原子炉の新基準等を踏まえた対策の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「内部監査の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>本検査の結果、「発電用原子炉の新基準等を踏まえた対策の実施状況」については、従来から実施してきた諸対策及び新規制基準への対応状況を確認するとともに、それらの対策が事業者の策定した計画に従い、着実に進捗していることを確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」については、規定類に基づき、発生した不適合事象が不適合の原因及び内容に応じたグレードに分類されるとともに、再発防止の必要性が評価されていることを確認した。このうち、放射線測定設備の故障事象については、設備に関する改善として避雷器を追加設置する対策を講じていることを確認した。本事象は、規定類に基づき是正処置を不要と判断されているが、こうした不適合の処理区分に係る判断の適否については、今後、客観的な見方も取り入れられるよう、仕組みの改善を検討していることを確認した。</p> <p>「内部監査の実施状況」については、内部監査の計画、実施、改善が適切に実施されていること、また、これまでの内部監査での指摘事項等に対する発電所の対応が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成24年度の安全文化醸成活動の評価結果を踏まえ、平成25年度の活動計画が作成され、平成25年度の活動が計画に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「放射性廃棄物管理の実施状況」については、11月に行われた低レベル放射性廃棄物の搬出に係る諸作業が規定類等に基づき実施されたことを確認するために検査を実施し、本作業に係る保安規定の遵守状況が良好であることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験等への立会を行った結果、特に問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	11月25日(月) ~ 12月6日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①安全文化醸成活動の実施状況  ②文書化に関する要求事項の維持、管理の実施状況  ③業務の実施状況  ④緊急安全対策等の実施状況  ⑤放射線管理の実施状況  ⑥原子炉主任技術者の職務遂行状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「文書化に関する要求事項の維持、管理の実施状況」、「業務の実施状況」、「緊急安全対策等の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「発電用原子炉主任技術者の職務遂行状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「安全文化醸成活動の実施状況」については、社長が原子力安全を最優先とする価値観を浸透させるために、安全文化醸成活動方針を定め、発電所員に示していること、発電所長が安全文化醸成活動方針や平成24年度の安全文化醸成活動の評価結果等を踏まえ、平成25年度の安全文化醸成活動計画を策定していること、及び安全品質保証統括室長が発電所における安全文化醸成状態や重点活動の取り組み状況を期中評価し、発電所長の承認を得ていること等を確認した。</p> <p>「文書化に関する要求事項の維持、管理の実施状況」については、品質マネジメントシステムに係る基準類体系の変更や組織改正等に伴い、品質マニュアル(基準)を適切な時期に見直すとともに、「品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更」として、マネジメントレビュー向け報告書を発電所長が品質保証部長に報告していること、品質マネジメントシステムで必要な全ての文書に適用する文書管理の基本的な手順を定め、文書化に関する要求事項に適合するよう管理されていることを確認した。</p> <p>「業務の実施状況」については、発電課が所掌する業務について、運転基準等に基づき作成された日常業務の計画や運転員等の教育計画の実施状況を発電課長を含め課内で情報を共有していること、発電課長は日誌等の記録・作業関連文書等の確認や中央制御室巡視、運転員とのコミュニケーションにより発電課全体業務の統括・評価を実施していること、不適合事象やその是正措置の反映、巡視・定期試験等から得られたノウハウや知見等を継続的な改善につなげるために、必要に応じて関係規定類の改正を行っていることを確認した。</p> <p>「緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等に係る中長期対策工事が計画どおり進捗していること、緊急安全対策等に係る配備済みの資機材の点検が適切に実施されていること、緊急安全対策等への習熟のために各種自主訓練を月1回継続して実施していることを確認した。</p> <p>本検査項目では、訓練の一つである「オフサイトモニタへの給電に係る保修作業に関する訓練」について、訓練に係る作業手順書を確認した結果、作業の内容に問題がないこと、重要な手順が漏れていないこと、絶縁抵抗測定(低圧)の判断基準について、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年経済産業省令第52号)に規定された値以上の発電所独自の管理値を設けており、管理値が妥当であることを確認するとともに、実際の訓練へも立会し、作業手順に基づいて、適切に作業を実施していることを確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」については、管理区域の設定・解除、管理区域へ</p>

の出入管理、放射線被ばくの管理、管理区域出入者への遵守事項の周知、管理区域からの物品の搬出、管理区域内の作業管理としての線量当量率測定、放射線計測機器の管理等が適切に実施されていることを確認した。

本検査項目では、線量当量率測定に係る作業手順書を確認した結果、作業の内容に問題がないこと、重要な手順が漏れていないこと、（公財）原子力安全技術センターの被ばく線量の測定・評価マニュアルに準拠して測定時間を設定していること、また、線量当量率の測定ポイントはこれまでの実績を基に設定し、設備更新や室内の環境変化があれば見直している等妥当であることを確認するとともに、実際の測定作業へも立会し、作業手順に基づき、適切に実施していることを確認した。

「発電用原子炉主任技術者の職務遂行状況」については、社長が発電用原子炉主任技術者を適切に選任していること、発電用原子炉主任技術者の職務が適切に実施されていることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視及び定例試験（2号B非常用ディーゼル発電機起動試験）への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設
検査実施期間	12月2日(月) ~ 12月20日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①保守管理不備に係る原子炉等規制法に基づく保安措置命令等の対応状況 (追加検査項目含む)</p> <p>(7)保安措置命令等に係る対応状況</p> <p>(a)未点検機器の点検等の実施状況</p> <p>(b)保守管理システムの運用状況</p> <p>(c)直接原因等に係る対策の実施状況</p> <p>(4)追加保安措置命令及び保安規定変更命令に係る対応状況</p> <p>(a)機構改革推進本部の活動状況追加</p> <p>(b)根本原因分析の実施状況</p> <p>(c)保全計画見直しに係るプロセス</p> <p>②マネジメントレビュー (臨時) 実施状況</p> <p>(7)マネジメントレビューへのインプット状況</p> <p>(4)マネジメントレビューのアウトプット及びアクションプランの策定状況</p> <p>③抜き打ち検査</p> <p>保守管理の実施状況</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果	<p>今回の保安検査では、一昨年11月もんじゅで発生した保守管理不備に関し、原子力規制委員会が、独立行政法人日本原子力研究開発機構 (以下、「機構」という。) に対し命じた原子炉等規制法に基づく保安措置命令等の対応状況について確認した。また、マネジメントレビューの実施状況及び抜き打ち検査についても、保守管理不備に係る対応状況について確認した。なお、保安措置命令等に係る対応状況については、(独)原子力安全基盤機構からの技術的知見の協力を得つつ確認した。</p> <p>保守管理不備に係る保安措置命令等の対応状況として、機構が未点検(平成24年11月末時点及び平成24年12月～平成25年3月末時点の点検期限超過)だったものについて、平成25年9月30日に点検を完了したとして、当委員会に報告があった機器(約7,000)について、170機器を抜き取りにより確認し、抜き打ち検査として機器の現場設置状況及び保全計画への登録状況を確認した。その結果、点検は行われていたものの、しゃへいプラグシリコンオイル循環系ラック2台のうち1台について、保全計画に登録されていなかった等、当該設備が保全計画に適切に登録されていない事例や、1次冷却系予熱ヒータ温度検出器について、保全計画では外観点検を実施するとなっているところ、実際は高所等の理由から類似機器の代替確認により、外観点検済みとしていた等、点検方法等が保全計画と現場の要領書で一致していない事例を確認した。</p> <p>本件は、保安規定第3条(品質保証)及び第103条(建設段階における保守管理計画)に抵触すると判断する。</p> <p>機構は、昨年11月19日に保全計画の見直しが完了したとして委員会へ報告した時点において、保全計画の記載に関し、保全方式、次回点検時期、点検実績日等の内容について確認作業中であり、その後、修正が必要な箇所を確認していたこと、今回の保安検査時点において、機構は、保全計画について合計約760件の不適合を検出しており、当該不適合について、今後、全貌の把握、原因究明及び再発防止対策を行うとしていたことを確認した。</p> <p>以上の事実は、もんじゅに係る機構の保守管理体制及び品質保証体制の再構築が未だ不十分であることを示しており、保守管理体制及び品質保証体制の再構築、保全計画の見直し等に係る委員会からの命令に関し、適切に対応し、改善されることが必要と考える。</p>

別表1-2：保安規定違反（監視）について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東京電力株式会社 福島第二原子力発電所	1件 ☆	<p><b>【件名 工事監理に係る火気作業及び危険物取扱い作業の管理不備】</b></p> <p>2009年に柏崎刈羽原子力発電所において頻発した火災対策について、火気作業及び危険物取扱い作業に係る「工事共通仕様書〔原子力〕」(改訂12)に反映し2012年12月1日に改訂・施行されたが、下位の社内規定「福島第二原子力発電所防火管理要領」(改訂4)及び「福島第二原子力発電所危険物取扱い作業運用ガイド」(改訂0)は、旧版の「工事共通仕様書」の要求事項を記載したままで改訂されずに具体的運用が行われるなど、同様の事案を3件確認している。</p> <p>また、危険物取扱い作業において、上述の火気作業及び危険物取扱い作業に係る「工事共通仕様書〔原子力〕」(改訂12)で要求されている「作業計画表・防護指示書に危険物の種別、持ち込み量を記載すること」について、確認した17件の事案のうち12件が遵守されていないなど、実運用においても同工事共通仕様書が遵守されていない事案を3件確認している。</p> <p>これら事案は、火気作業管理及び危険物取扱い作業管理に関し、社内下位マニュアルが上位文書の要求事項を満足せず適切な文書のレビューが実施されず、また、要求事項が変更された場合においても関連文書の修正が行われていないこと及び、実運用上も火気作業及び危険物取扱い作業に関する要求事項を遵守していないことから、保安規定第3条(品質保証計画)4. 2. 3文書管理及び7. 5. 1業務管理の履行が不十分と判断する。</p> <p>一方で、火気作業及び危険物取扱い作業に係るマニュアル等の文書管理の不備、要求事項の不遵守等が散見されたが、火災等の事象は発生しておらず、本条項の不履行そのものが原子力安全に影響を及ぼすものではないことから、「監視」と判断する。</p> <p>規制庁としては、抜打ちな手法を活用し火気作業及び危険物取扱い作業に特化して検査を行った結果、上記の通り多数の違反事実を確認したことから、今後、他の作業分野における状況を確認するなど継続的に事業者の取り組みを監視していくこととする。</p>
独立行政法人日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	1件 ☆	<p><b>【件名 高速増殖炉研究開発センターにおける保守管理の不備(保全計画と実際の機器、点検内容との相違)】</b></p> <p>平成25年度第3回保安検査における「保守管理不備に係る措置命令等の対応状況」についての確認として、機構が未点検(平成24年11月末時点及び平成24年12月～平成25年3月末時点の点検期限超過)だったものについて、平成25年9月30日に点検を完了したとして、当委員会に報告があった機器約7,000の機器から、170機器を抜き取り、点検結果等を確認した。又、機器の現場設置状況及び保全計画への登録状況を確認した。その結果、点検は行われていたものの、しゃへいプラグシリコンオイル循環系ラック1台が保全計画に適切に登録されていない事例や、1次冷却系予熱ヒータ温度検出器等の点検方法が保全計画と現場の要領書で一致していない事例を確認した。</p> <p>本件は、保安規定第103条6.1点検計画の策定、7.保全の実施、第3条7.2.2(1)要求事項のレビュー、7.5.1管理された状態での業務の実施、の要求事項に適合していない状態であり、当該条項の履行が不十分であると認め、「監視」と判断する。なお、機構は、本件について原因調査を行い、再発防止対策を実施することとしており、継続的に事業者の取り組みを監視していくこととする。</p>

(凡例) ☆：保安検査期間  
◇：保安検査期間外

別表 1 - 3 : 安全確保上重要な行為の保安検査について

発電所			安全確保上重要な行為の保安検査	検査実施期間		
東北電力	東通	1号機	海水系統切替え時の保安検査	2013/9/26	～	2013/10/16
			燃料取替え時の保安検査（燃料取出）	2013/10/11	～	2013/11/15
東京電力	柏崎 刈羽	6号機	海水系統切替え時の保安検査	2013/11/6	～	2013/11/18
北陸電力	志賀	1号機	燃料取替え時の保安検査（燃料装荷）	2013/11/1	～	2013/11/12

別表 1 - 4 : 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する  
平成 25 年度第 2 回保安検査 検査項目及び検査結果

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	12月9日(月) ~ 12月20日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目</b></p> <p>①5号機及び6号機に係る保守管理の実施状況  ②敷地内企業棟周辺における放射線管理等の実施状況  ③モバイル式処理設備に係る運転管理の実施状況  ④建屋排気設備に係る気体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)  ⑤過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、①5号機及び6号機に係る保守管理、②敷地内企業棟周辺における放射線管理等、③モバイル式処理設備に係る運転管理、④建屋排気設備に係る気体廃棄物管理(抜き打ち検査)の実施状況、及び、⑤過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、①5号機及び6号機に係る保守管理については、プラントの冷温停止の維持に必要となる設備等について、現状を踏まえた保全計画の策定方針を定め、その方針に基づいて点検内容及び点検周期等を定めた点検長期計画が策定され、その計画に従って点検等が実施されていることを確認した。その他、点検長期計画の点検内容等を見直す場合には、技術検討書等を作成しその妥当性を評価していることを確認した。以上の確認結果から、5号機及び6号機に係る保守管理の実施状況においては、指摘すべき不備な事案は認められなかった。</p> <p>②敷地内企業棟周辺における放射線管理等の実施状況については、企業棟の周辺は全面マスク省略可能エリアになっており、エリア設定に際しては法令で定める空気中の線量告示濃度の10分の1以下を社内基準として定め運用していること、また、ダストモニタで常時監視を行い、社内基準の濃度を超えた場合には警報を発生し放射線防護対策を講じるなどして管理していることを確認した。</p> <p>しかしながら、当該エリアにおける保安検査の現場確認において、震災直後の事故の対応で発生したと思われる汚染資機材やその後持ち込まれたと思われる汚染物品等が、注意喚起表示等の放射線防護対策が講じられない状態で保管されているのが散見された。これについては、当該エリア内には休憩所があり多くの作業員が出入することから、敷地内環境改善の観点から放射線被ばく低減対策を講じるよう改善を指導した。以上の確認結果から、企業棟周辺における放射線管理等の実施状況においては、汚染資機材等の保管管理を除き指摘すべき不備な事案は認められなかった。</p> <p>③モバイル式処理設備に係る運転管理の実施状況については、当該設備及びその使用済吸着塔を保管する使用済セシウム吸着塔仮保管施設に関し、社内マニュアルで定めた頻度で巡視点検が実施されること、また、当該仮保管施設については保管容量が確保されていることの確認が適切に実施されていることを確認した。その他、吸着塔交換等の運転操作、漏えい警報発生時の措置、地震・火災等発生時の連絡体制等がマニュアルで定められていること等を確認した。以上の確認結果から、モバイル式処理設備に係る運転管理の実施状況においては、指摘すべき不備な事案は認められなかった。</p> <p>④建屋排気設備に係る気体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)については、1号機~4号機の原子炉建屋排気出口から放出される気体廃棄物の監視、測定、放出量の算出・評価は、マニュアルで定められた業務フローに従い実施されていることを確認した。その他、4号機燃料取り出し用カバー換気設備は、使用前検査終了後、設備建設部門から運転管理部門に管理責任の移管が行われ、関係各部の所掌範囲が明確にされていたこと等を確認した。以上の確認結果から、建屋排</p>

気設備に係る気体廃棄物管理の実施状況においては、指摘すべき不備な事案は認められなかった。

⑤過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況については、平成 25 年度第 1 回保安検査における保安規定違反(監視)「H4 タンクエリアで掘削回収した汚染土壌の不適切な仮保管」について事業者の改善措置状況を確認した。その結果、ビニールシートで覆って仮置きしていた汚染土壌は金属容器に収納され、汚染拡大の防止及び、被ばく低減のため標識設置等の措置が講じられ、新たな一時保管エリアが整備され次第移送されることになっていることが確認できたことから、今回の保安検査をもって改善措置状況の確認を完了とする。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、特定原子力施設の巡視等を行った結果、プラントの状況を適切に監視していること、並びに当直長の引継業務が適切に実施されていることを、引継日誌等の記録や、免震重要棟及び 5 号機及び 6 号機中央制御室の巡視で確認した。

以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、企業等周辺における汚染資機材等の不適切な保管管理を除き、概ね適切に実施されていたと判断する。当委員会は、特定原子力施設に係る実施計画を遵守した保安活動を確実に実施するために、保安検査等により改善状況を確認していくこととする。

## 核燃料施設等に係る保安検査結果報告

## 別表 2 - 1 : 平成 25 年度第 3 回保安検査 検査項目及び検査結果

## 【加工事業者（1/6）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：1, 890tU/年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：平成3年9月
3. 検査実施期間	平成25年12月10日～12月13日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・調達管理の実施状況 ・洗缶作業に係る保安活動の実施状況 ②重点検査項目 ・洗缶作業に係る保安活動の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「洗缶作業に係る保安活動の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 また、今回の検査では、以下のように抜き打ち的手法や現場確認を取り入れ、効果的な検査の深掘りを行った。 「調達管理の実施状況」における検査では、保安規定第23条に基づき調達した取替品及び貯蔵品（以下、「設備予備貯蔵品」という。）の保存状況を直近の記録により確認するとともに、当該設備予備貯蔵品が、規定された条件のもとで確実に保存されていることを、抜き打ち的手法を用いて現場確認した。 「洗缶作業に係る保安活動の実施状況」における検査では、製品シリンダ及び中間製品容器を洗缶する作業において、保安規定及びその下部規定類を遵守し、中間製品容器置場から洗缶場所にて洗缶するまでの工程ごとの作業が実施されていることを、直近の記録により確認するとともに、現場で作業手順を確認した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（2／6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：三菱原子燃料株式会社          ②加工の方法：再転換、成型（加圧水型軽水炉用）          ③最大処理能力：              475tU／年（濃縮度5%以下）（転換）              440tU／年（濃縮度5%以下）（成型）          ④事業開始年月：昭和47年1月</p>
3. 検査実施期間	平成25年11月5日～11月8日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目          ・核燃料物質の管理状況          ・初期消火活動に係る取組状況          ・放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>②重点検査項目          ・核燃料物質の管理状況          ・放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>③逐条検査項目          なし</p> <p>④フォローアップ項目          なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「核燃料物質の管理状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように現場確認を取り入れ、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「核燃料物質の管理状況」における検査では、核燃料物質を管理区域内で運搬する際に、所定の台車を使用し、当該台車に積載した核燃料物質が核的制限値を超えていないこと、再生濃縮ウランの貯蔵エリアが容易に判別できるように壁、貯蔵棚等に明示していること、燃料棒貯蔵棚やペレット貯蔵棚でロッドチャンネル（燃料棒収納容器）やペレットトレイの落下が防止されていることなどについて、現場確認を含めて検査した。</p> <p>「初期消火活動に係る取組状況」における検査では、防災資機材倉庫等における資機材の整備状況、平成25年8月1日に溶接機の電源装置から白煙が確認された事象の再発防止対策の実施状況を現場にて確認した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（3／6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設） ②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用） ③最大処理能力：250tU/年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：昭和55年1月
3. 検査実施期間	平成25年11月18日～11月21日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・放射性廃棄物管理の実施状況 ・教育・訓練の実施状況 ②重点検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

【加工事業者（4／6）】

1. 事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン</p> <p>②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：750tU／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和45年8月</p>
3. 検査実施期間	平成25年12月2日～12月5日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況</li> <li>・根本原因分析の実施状況</li> <li>・施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・加工施設の定期的な評価の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況</li> <li>・根本原因分析の実施状況</li> </ul> <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」及び「根本原因分析の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように現場確認を取り入れ、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「施設定期自主検査の実施状況」における検査では、検査当日、月次の施設定期自主検査「焼結炉の冷却水圧力低下の警報作動検査」を実施することから現場に立会い、①検査の実施にあたり検査員と独立検査員が確保されていること、②検査前確認事項が確認されていること、③検査は手順書通り行われていること、④使用計測器は有効期限以内であること及び⑤警報作動値は判定基準以内であることを確認した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、加工事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（5／6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所 ②加工の方法：成型（加圧水型軽水炉用） ③最大処理能力：383tU／年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：昭和47年9月
3. 検査実施期間	平成25年12月9日～12月12日
4. 検査の概要	原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。 ①保安検査項目 ・核燃料物質の管理の実施状況 ・放射性廃棄物管理の実施状況 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況 ②重点検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況 ③逐条検査項目 なし ④フォローアップ検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。 また、今回の検査では、検査項目を施設の安全に直結する内容に絞り込み、重点化した。 「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」に関して、保安検査期間中の12月10日に、第1種管理区域内にある分析室において、ウランの物性分析に用いる白金製試料皿及びルツボ（以下「試料皿等」という。）合計40個（後日39個に訂正）が所在不明であることが判明したとの連絡を受け、直ちに現場確認を行うとともに、事業者に対し、所在不明となった試料皿等の調査、原因究明及び再発防止対策の検討を行うよう指示した。 <sup>（注）</sup> その他の検査項目については、検査の結果、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。  （注）本件について、保安検査後、事業者による調査の結果、所在不明となった試料皿等については洗浄され核燃料物質の汚染はないが、汚染検査が行われずに管理区域外に持ち出された可能性が高いことが判明した。このため、保安規定違反（監視）と判定し、今後の保安検査等において事業者が行う原因究明及び再発防止対策の実施状況について確認していくこととした。

【加工事業者（6／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設）</p> <p>②加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>③最大処理能力：200tU／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和63年3月</p>
3. 検査実施期間	平成25年11月20日～11月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火活動のための体制の整備状況</li> <li>・調達管理の実施状況</li> <li>・線量当量等の測定に関する実施状況</li> <li>・施設定期自主検査の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火活動のための体制の整備状況</li> <li>・調達管理の実施状況</li> </ul> <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「初期消火活動のための体制の整備状況」及び「調達管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように現場確認を重視し、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「初期消火活動のための体制の整備状況」における検査では、初期消火活動のための訓練に立会いをし、現場確認を重視した検査を実施した。</p> <p>「施設定期自主検査の実施状況」における検査では、給排気設備に係る1回／年の頻度で行われる「分析フードの面速確認」について、現場において立会いをし、現場確認を重視した検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、加工事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認及び施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（1／6）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成25年12月4日～12月5日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理の実施状況</li> <li>・記録及び報告の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線業務従事者等の放射線管理の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「記録及び報告の実施状況」について、重点検査項目として「放射線業務従事者等の放射線管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（2／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成25年11月13日～11月18日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理の実施状況</li> <li>・放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防対策の実施状況</li> <li>・不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（3／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成25年11月6日～11月8日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防対策の実施状況</li> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JMTR 施設における非管理区域への放射性物質の漏えいに係る法令報告事象等の対応状況（平成25年度第2回保安検査以降）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況について」、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について、検査を実施した。その他として「JMTR 施設における非管理区域への放射性物質の漏えいに係る法令報告事象等の対応状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（4／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成25年12月4日～12月5日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防対策の実施状況</li> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（5／6）】

1. 事業者名	学校法人近畿大学
2. 事業所名	近畿大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成25年11月8日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理の実施状況</li> <li>・核燃料管理の実施状況</li> <li>・検査、修理、改造等の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故事例を踏まえた安全管理の実施状況</li> </ul> <p>③ 抜き打ち検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉の安全管理の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「核燃料管理の実施状況」及び「検査、修理、改造等の実施状況」について、重点検査項目として「事故事例を踏まえた安全管理の実施状況」について検査を実施した。また、「原子炉の安全管理の実施状況」については抜き打ち検査項目に選定し、運転責任者が原子炉を安全に運転するために必要な制限値を理解し、迅速な措置対応が行えることを聴取により確認し、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（6／6）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成25年12月5日～12月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨界装置の取扱いの実施状況</li> <li>・ 施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故を踏まえた安全管理の実施状況</li> </ul> <p>③ 抜き打ち検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常時の運転員等の対応能力</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「臨界装置の取扱いの実施状況」及び「施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務の実施状況」について、重点検査項目として「事故を踏まえた安全管理の実施状況」について検査を実施した。また、「異常時の運転員等の対応能力」については抜き打ち検査項目に選定し、異常時に迅速な措置対応が行えることを聴取及び資料により確認し、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【再処理事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所          ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）          ③最大処理能力：800t・Upr/年（4.8t・Upr/日）          ④事業開始年月：平成11年12月          （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）</p>
3. 検査実施期間	平成25年11月25日～12月6日
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況（重点）</li> <li>・交流電源供給機能等喪失や非常時等の措置の実施状況（重点）</li> <li>・放射性液体及び気体廃棄物の放出管理の実施状況</li> <li>・不適合事象（残液戻し工程運転中における運転ステップの渋滞：洗濯排水戻し配管の活性炭の詰まり）の対応状況</li> </ul> <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況（重点）</li> <li>・交流電源供給機能等喪失や非常時等の措置の実施状況（重点）</li> </ul> <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「再処理のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況」及び「交流電源供給機能等喪失や非常時等の措置の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように検査項目を施設の安全に直結する内容に絞り込み、重点化するとともに、現場確認を取り入れ、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「再処理施設のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況」における検査では、主工程のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、分析建屋の操作員及びユーティリティ課員の教育状況及び技能向上に関する取り組みに重点をおいて検査を実施し、設備の保守・点検、事故・故障が発生した場合における防護装備の着装・脱装訓練及び機器保守訓練設備について現場確認を行った。</p> <p>「交流電源供給機能等喪失や非常時等の措置の実施状況」における検査では、事故・トラブル発生時において、極めて重要な役割を持つ電源車の整備・管理状況について現場確認を行った。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、再処理事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p> <p>また、今回の検査では、短期的課題への取り組みとして以下のような対応を行った。</p>

【再処理事業者（2／2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）</p> <p>②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）</p> <p>③最大処理能力：210 tU／年（0.7 tU／日）</p> <p>④事業開始年月：平成17年10月</p>
3. 検査実施期間	平成25年11月11日～11月26日
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者筆問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。</p> <p>① 保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方太平洋沖地震後の設備健全性確認の実施状況</li> <li>・非常の場合に採るべき処置の実施状況</li> <li>・核燃料取扱主任者の職務実施状況及び委員会での審議状況</li> <li>・試験施設の工程管理状況（ガラス固化技術開発施設）</li> <li>・事業者の安全確保活動（巡視・点検等）の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方太平洋沖地震後の設備健全性確認の実施状況</li> </ul> <p>③ 逐条検査項目 なし。</p> <p>④ フォローアップ項目 なし。</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「東北地方太平洋沖地震後の設備健全性確認の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、核燃料サイクル工学研究所からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（1／15）】

1. 事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2. 事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3. 検査実施期間	平成25年11月26日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防対策の実施状況</li> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように検査項目を施設の安全に直結する内容に絞り込み、重点化した。</p> <p>「運転管理の実施状況」における検査では、保安上特に管理を要する非常用電源設備の故障における対応について、記録、周知、設備の修理手続及び報告について適切に実施されていることを資料及び関係者への質問により確認した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（2／15）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所名	東海事業所
3. 検査実施期間	平成25年11月25日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防対策の実施状況</li> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように保安規定の根拠となる技術的事項を踏まえた検査を行い、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「運転管理の実施状況」における検査では、可燃性ガス検知器の表示の読み方の根拠について、表示ディジットとガス濃度の対応表により、検出限界以下となるように保守側に設定していることを確認した。</p> <p>「放射性廃棄物管理の実施状況」における検査では、放射性固体廃棄物の入ったドラム缶の転倒防止のための固縛方法が、各積載段数ごとにドラム缶が分離され、ドラム缶の胴部そのものを強度部材として考慮していないため、地震による鉛直方向の付加荷重については、各段ごとの自重に付加される荷重のみであることから安全性が高いことを確認した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（3／15）】

1. 事業者名	日本核燃料開発株式会社
2. 事業所名	日本核燃料開発株式会社
3. 検査実施期間	平成25年11月29日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防対策の実施状況（抜き打ち検査）</li> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように抜き打ち的手法を取り入れるとともに、保安規定の根拠となる技術的事項を踏まえた検査を行い、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「運転管理の実施状況」における検査では、安全装置の作動条件について、その設定値と根拠について資料及び聴取により確認した。</p> <p>「火災予防対策の実施状況」における検査では、抜き打ち検査を実施し、防火及び作業管理、消火・避難訓練を含む保安教育・訓練の実施状況について検査し、適切に実施されていることを聴取、資料及び現場立入により確認した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（4／15）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成25年12月4日～12月5日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理</li> <li>・放射線測定</li> <li>・記録及び報告</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線業務従事者等の放射線管理の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理」、「放射線測定」及び「記録及び報告」について、重点検査項目として「放射線業務従事者等の放射線管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（5／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成25年12月10日～12月13日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理の実施状況</li> <li>・放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防対策の実施状況</li> <li>・不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように検査項目を施設の安全に直結する内容に絞り込み、重点化した。</p> <p>「火災予防対策の実施状況」における検査では、当該施設で電気火災事故が発生したことを踏まえ、電気設備の点検状況について重点的に確認した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（6／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所
3. 検査実施期間	平成25年12月2日～12月4日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防対策の実施状況</li> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように現場確認を取り入れ、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「運転管理の実施状況」における検査では、グローブボックス及びセルにおいて核燃料物質の取扱制限量を定めている取扱場所間の移動の際に、核燃料物質の量が臨界管理上安全であることを確認する作業について現場立入り、資料及び関係者への質問により確認した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（7/15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成25年12月11日～12月13日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防対策の実施状況（抜き打ち検査）</li> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JMTR施設における非管理区域への放射性物質漏えいに係る法令報告事象等の対応状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について検査を実施した。その他として「JMTR施設における非管理区域への放射性物質漏えい事象に係る法令報告事象等の対応状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように抜き打ち的手法を取り入れるとともに、保安規定の根拠となる技術的事項を踏まえた検査を行い、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「運転管理の実施状況」における検査では、グローブボックスの温度及び廃液タンクの水位について、警報設定値に達したとき警報装置が作動するよう設定していることを、警報設定値の根拠とともに、聴取及び資料により確認した。</p> <p>「火災予防対策の実施状況」における検査では、抜き打ち検査を実施し、電気設備の火災事象等を踏まえた対策として、電源設備の検査結果より遮断器の外観、作動等に異常のないことを確認するとともに、コンセントの緊急点検を実施していることを、聴取及び資料により確認した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（8／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成25年11月20日～11月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> <li>・ 火災予防対策の実施状況（抜き打ち検査）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」及び「火災予防対策の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように抜き打ち的手法を取り入れるとともに、保安規定の根拠となる技術的事項を踏まえた検査を行い、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「運転管理の実施状況」における検査では、セル内温度モニタの指示値、セル等の負圧指示値、廃液タンクの水位について警報設定値に達したとき、警報装置が作動するよう設定していることを、警報設定値の根拠とともに、聴取及び資料により確認した。</p> <p>「火災予防対策の実施状況」における検査では、抜き打ち検査を実施し、電源設備について外観、作動等に異常のないことを確認していること、点検マニュアルを作成し定期点検を実施していること等を聴取、資料及び現場にて確認した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（9／15）】

1. 事業者名	独立行政法人産業技術総合研究所
2. 事業所名	つくば中央第二事業所
3. 検査実施期間	平成25年12月16日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理の実施状況</li> <li>・放射線測定の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理等の実施状況</li> <li>・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「放射線測定の実施状況」について、重点検査項目として「放射線管理等の実施状況」及び「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（10／15）】

1. 事業者名	独立行政法人放射線医学総合研究所
2. 事業所名	独立行政法人放射線医学総合研究所
3. 検査実施期間	平成25年12月5日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理の実施状況</li> <li>・放射線測定の実施状況</li> <li>・放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線業務従事者の放射線管理の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「放射線測定の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（11／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	人形峠環境技術センター
3. 検査実施期間	平成25年12月4日～12月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安教育訓練の実施状況</li> <li>・核燃料物質等の管理の実施状況</li> <li>・非常の場合に採るべき措置の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故・トラブル時等の通報連絡体制の実施状況</li> <li>・国内・海外不適合情報等に対する予防措置の取組みに関する検討状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保安教育訓練の実施状況」、「核燃料物質等の管理の実施状況」及び「非常の場合に採るべき措置の実施状況」について、重点検査項目として「事故・トラブル時等の通報連絡体制の実施状況」及び「国内・海外不適合情報等に対する予防措置の取組みに関する検討状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（12／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	六ヶ所保障措置センター
3. 検査実施期間	平成25年12月12日～12月13日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線測定の実施状況</li> <li>・保守管理の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線測定の実施状況」及び「保守管理の実施状況」について、重点検査項目として「放射線管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「放射線測定の実施状況」における検査では、当該施設においてIAEA職員も分析作業に従事していることから、放射線防護及び放射線管理の観点から放射線従事者と同様の管理が求められるためその実施状況について確認を行った。</p> <p>「放射線管理の実施状況」における検査では、放射線管理に付随して、個人線量計の未装着防止及び女性放射線従事者に対する被ばく管理について確認を行った。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（13／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	東海保障措置センター
3. 検査実施期間	平成25年11月11日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防対策の実施状況</li> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように検査項目を施設の安全に直結する内容に絞り込み、重点化するとともに、現場確認を取り入れ、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「運転管理の実施状況」における検査では、異常の場合の対応について、異常時の措置及び過去のトラブルに関する対応手順が記載されたマニュアルが整備されていること、並びに現場で適切に利用できる環境であることを資料及び関係者への質問により確認した。</p> <p>「放射性廃棄物管理の実施状況」における検査では、廃液からU、Puを抽出して廃棄物を減容する対応がなされていること、及びプルトニウム廃液は、グローブボックス内で処理し固化体として適切に保管管理していることを現場立入り及び関係者への質問により確認した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（14／15）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成25年11月21日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</li> <li>・ 火災予防対策の実施状況（抜き打ち検査）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」及び「火災予防対策の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように抜き打ち的手法を取り入れるとともに、保安規定の根拠となる技術的事項を踏まえた検査を行い、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>「放射性廃棄物管理の実施状況」における検査では、スタック系ガス及びダストモニタの警報設定条件が、周辺監視区域外の濃度限度を十分担保していることを関係者への質問により確認した。</p> <p>「火災予防対策の実施状況」における検査では、抜き打ち検査を実施し、電気火災事象を踏まえた火災予防対策として、電気設備などは定期的な点検を実施し、予防保全として更新していること、他の事業所で起こった火災事例については、必要に応じて対策を講じていることを関係者への質問及び資料により確認した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（15／15）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成25年12月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>① 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保守管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬の実施状況</li> </ul> <p>② 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故事例を踏まえた安全管理の実施状況</li> </ul> <p>③ 抜き打ち検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常時の管理員の対応能力</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保守管理の実施状況」及び「核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬の実施状況」について、重点検査項目として「事故事例を踏まえた安全管理の実施状況」について検査を実施した。「異常時の管理員の対応能力」については抜き打ち検査項目に選定し、異常時に迅速な措置対応が行えることを聴取により検査を実施し、効果的な検査の深掘りを行った。</p> <p>また、今回の検査では、以下のように検査項目を施設の安全に直結する内容に絞り込み、重点化した。</p> <p>「核燃料物質の受け渡し、貯蔵、運搬の実施状況」における検査では、使用施設の安全に直結する「核燃料物質の臨界管理」の項目に絞り込み、貯蔵の安全管理対応について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物埋設事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所</li> <li>・ 施設の種類：廃棄物埋設施設</li> <li>〔1号廃棄物埋設施設〕</li> <li>・ 事業開始年月：平成4年12月</li> <li>・ 最大埋設能力：40,960m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶204,800本相当)</li> <li>〔2号廃棄物埋設施設〕</li> <li>・ 受入れ開始年月：平成12年10月</li> <li>・ 最大埋設能力：41,472m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶207,360本相当)</li> </ul>
3. 検査実施期間	平成25年11月18日（月）～ 11月20日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 廃棄物埋設地の管理の実施状況（重点検査）</li> <li>・ 巡視・点検等の実施状況（重点検査）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物管理の実施状況」、「廃棄物埋設地の管理の実施状況」及び「巡視・点検等の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物埋設事業者（2/2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所</li> <li>・ 施設の種類：廃棄物埋設施設</li> <li>・ 事業開始年月：平成7年11月</li> <li>・ 最大埋設能力：非固型化コンクリート等廃棄物約2,520m<sup>3</sup></li> <li>・ 平成8年3月廃棄物の定置完了、平成8年9月覆土完了、平成9年10月保全段階へ移行</li> </ul>
3. 検査実施日	平成25年11月6日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質保証</li> <li>・ 埋設保全区域の管理</li> <li>・ 異常時の措置</li> <li>・ 不適合管理（水平展開）の実施状況（重点検査）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「品質保証」、「埋設保全区域の管理」、「異常時の措置」及び「不適合管理（水平展開）の状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物管理事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所</li> <li>・ 施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設）</li> <li>・ 事業開始年月：平成7年4月</li> <li>・ 最大管理能力：ガラス固化体 2,880本</li> <li>・ 冷却方式：間接自然空冷方式</li> </ul>
3. 検査実施期間	平成25年11月20日（水）～ 11月22日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適合管理、データ分析及び改善の実施状況（重点検査）</li> <li>・ 放射線業務従事者の放射線管理の実施状況（重点検査）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、データ分析及び改善の実施状況」及び「放射線業務従事者の放射線管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物管理事業者（2/2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター</li> <li>・ 施設の種類：廃棄物管理施設</li> <li>・ 事業開始年月：平成8年3月</li> <li>・ 最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m<sup>3</sup>/年 固体廃棄物 845m<sup>3</sup>/年</li> <li>・ 最大管理能力：廃棄体8,559m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)</li> </ul>
3. 検査実施期間	平成25年12月3日（火） ～ 12月5日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況（重点検査）</li> <li>・ 安全文化醸成活動の実施状況</li> <li>・ マネージメントレビューの実施状況</li> <li>・ 内部監査の遂行状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「運転管理の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「マネージメントレビューの実施状況」及び「内部監査の遂行状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／3）】

1. 原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所</li> <li>・ 施設の種類：発電用原子炉施設</li> <li>・ 廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 （解体届提出：平成13年10月）</li> <li>・ 全体工程：平成13～32年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域安全貯蔵：平成13～25年度</li> <li>原子炉領域解体撤去：平成26～31年度</li> <li>原子炉領域以外解体撤去：平成13～31年度</li> <li>建屋等解体撤去：平成31～32年度</li> </ul> </li> </ul> <p>（放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成18年9月）</p>
3. 検査実施期間	平成25年11月11日（月）～ 11月15日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適合管理に関する取り組み状況の確認（重点検査）</li> <li>・ 廃止措置工事の実施状況の確認（重点検査）</li> <li>・ 保守管理の実施状況</li> <li>・ 管理区域設定の実施状況の確認（抜き打ち検査）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理に関する取り組み状況の確認」、「廃止措置工事の実施状況の確認」、「保守管理の実施状況」及び「管理区域設定の実施状況の確認（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2／3）】

1. 原子炉設置者名	中部電力株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉</li> <li>・ 施設の種類：発電用原子炉施設</li> <li>・ 廃止措置計画の認可：平成21年11月18日</li> <li>・ 全体工程：平成21～48年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>解体工事準備期間：平成21～26年度</li> <li>原子炉領域周辺設備解体撤去期間：平成27～34年度</li> <li>原子炉領域解体撤去期間：平成35～41年度</li> <li>建屋等解体撤去期間：平成42～48年度</li> </ul> </li> </ul>
3. 検査実施期間	平成25年11月27日（水）、12月3日（火）、12月5日（木）、12月11日（水）～12月13日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保守管理の実施状況（重点検査）</li> <li>・ 廃止措置管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物（放射性固体廃棄物）管理の実施状況</li> <li>・ 2号炉使用済燃料のキャスク内装荷作業の実施状況（抜き打ち検査）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「廃止措置管理の実施状況」、「放射性廃棄物（放射性固体廃棄物）管理の実施状況」及び「2号炉使用済燃料のキャスク内装荷作業の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／3）】

1. 原子炉設置者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)</li> <li>・ 施設の種類：発電用原子炉施設</li> <li>・ 廃止措置計画の認可：平成20年2月12日</li> <li>・ 全体工程：平成19～45年度                  使用済燃料搬出期間                    ：平成19～29年度                  原子炉周辺設備解体撤去期間          ：平成30～34年度                  原子炉本体解体撤去期間              ：平成35～43年度                  建屋解体期間                          ：平成44～45年度</li> </ul>
3. 検査実施期間	平成25年11月25日（月）～11月29日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネジメントレビュー及び内部監査に係る保安活動の実施状況</li> <li>・ 放射性気体廃棄物管理及び放射性液体廃棄物管理に係る保安活動の実施状況</li> <li>・ 廃止措置計画に基づく解体撤去工事に係る保安規定の遵守状況（重点検査）</li> <li>・ 保全区域の管理の実施状況（抜き打ち検査）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の検査においては、「マネジメントレビュー及び内部監査に係る保安活動の実施状況」、「放射性気体廃棄物管理及び放射性液体廃棄物管理に係る保安活動の実施状況」、「廃止措置計画に基づく解体撤去工事に係る保安規定の遵守状況」及び「保全区域の管理の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、発電用原子炉設置者からの聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／5）】

1. 事業者名	株式会社日立製作所
2. 事業所名	株式会社日立製作所王禅寺センタ（HTR）
3. 検査実施期間	平成25年11月20日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 放射線管理</p> <p>② 保安管理</p> <p>③ 非常時の措置</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 放射線従事者等の放射線管理の実施状況</p> <p>② 設備及び機器の保守・管理状況</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 異常事態対策への対応（巡視・点検、発見時の措置、再発予防等）</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理」「保安管理」及び「非常時の措置」、重点検査項目として「放射線従事者等の放射線管理の実施状況」及び「設備及び機器の保守・管理状況」、抜き打ち検査項目として「異常事態対策への対応（巡視・点検、発見時の措置、再発予防等）」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2/5）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所 JRR-2
3. 検査実施期間	平成25年11月15日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 運転管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 不適合管理、是正措置及び予防措置に係る取組状況</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 火災予防対策の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」、重点検査項目として「不適合管理、是正措置及び予防措置に係る取組状況」、抜き打ち検査項目として「火災予防対策の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／5）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3. 検査実施期間	平成25年12月6日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 運転管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 火災予防対策の実施状況について</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」、重点検査項目として「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」、抜き打ち検査項目として「火災予防対策の実施状況について」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（4／5）】

1. 事業者名	学校法人立教学院
2. 事業所名	立教大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成25年11月13日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 試験研究用等原子炉施設の管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に伴う工事管理の実施状況</p> <p>② 保守管理の実施状況</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 保安教育及び保安訓練の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「試験研究用等原子炉施設の管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」、重点検査項目として「試験研究用等原子炉施設の廃止措置に伴う工事管理の実施状況」及び「保守管理の実施状況」、抜き打ち検査項目として「保安教育及び保安訓練の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（5／5）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成25年11月22日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 運転管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況について</p> <p>（3）抜き打ち検査</p> <p>① 火災予防対策の実施状況について</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「運転管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」、重点検査項目として「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況について」、抜き打ち検査項目として「火災予防対策の実施状況について」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の管理状況については、施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

別表 2 - 2 : 保安規定違反 (監視) について

原子力施設	件数	保安規定違反の概要
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	1 件 ◇	<p><b>【件名 ウラン物性分析用の白金製試料皿等の所在不明】</b></p> <p>平成 25 年 12 月 10 日、原子燃料工業(株)熊取事業所の第 1 種管理区域 (汚染のおそれのある区域) 内にある分析室において、ウランの物性分析に用いる白金製試料皿及びルツボ (以下「試料皿等」という。) 合計 40 個 (後日 39 個に訂正) が所在不明であることが判明した。</p> <p>事業者による調査の結果、管理区域内において所在不明となった試料皿等を発見することができなかったことから、表面汚染検査の実施など、保安規定第 54 条 (第 1 種管理区域外への移動) に基づく管理区域からの物品持ち出しの手続きが行われずに、試料皿等が管理区域外に持ち出された可能性が高いことが確認された。</p> <p>所在不明となった試料皿等については、ウラン物性分析で使用した後、酸による洗浄が行われており、核燃料物質による汚染はないと判断されることなどから、本事象は原子力安全や放射線被ばくに直接影響を及ぼすものではないものの、管理区域内での物品の保管管理及び保管場所の鍵の管理等の品質マネジメントシステムの不備に起因するものであり、「監視」と判断する。</p> <p>事業者は、管理区域内の物品管理の強化として、分析室や保管庫の鍵の台帳管理などの対策を実施しているが、さらに本事象について原因を分析し、再発防止を図ることとしており、今後、保安検査等において事業者の対策の実施状況等を確認していく。</p>

(凡例) ☆ : 保安検査期間  
◇ : 保安検査期間外